

イスラム圏における投資家保護ほか

2012年9月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiより提供を受けた「中東エクステンジ・ニュースレター2012年9月号」に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107 - 6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel:03-3582-5017

JETRO

本報告書作成委託先：
Herbert Smith LLP Dubai

Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT
SMITH
FREEHILLS**

本号の中東エクステンジでは、中東における紛争解決をめぐる興味深い二つの法的動向について重点的に取り上げる。

一つ目は、イスラムの投資受入国を相手取った投資家の権利の行使に関するものであり、二つ目は、サウジアラビアにおける英国／欧州が絡む国際仲裁判断の執行の可否に再び疑問を投げかけるものである。

- ・ OICの投資協定－イスラム圏における投資家保護。
- ・ 宗教および性別に基づいた仲裁人の選任－未解決の疑問が残されているのか？
- ・ UAEの外国ファンド売出し規制が施行。

1. OICの投資協定－イスラム圏における投資家保護

海外投資、とりわけ新興市場への投資を検討する際には、投資受入国による財産の強制収用やその他投資への干渉に対して外国投資家が受けられる保護が、考慮すべき最重要事項の一つとして挙げられる。そして投資の保護を図るにあたり、主として二国間投資協定（BIT：Bilateral Investment Treaty）を活用した投資のストラクチャリングが行われる。二国間投資協定を活用した投資家保護については、2011年3月号の中東エクステンジをご覧いただきたい（ご希望の方はこちらまでご連絡願いたい）。

最近シンガポールの仲裁事案に関して下された決定では、サウジアラビアの投資家が、まだあまり知られていない「イスラム協力機構の投資協定」に基づいて、インドネシア共和国を相手取った仲裁手続の開始を認められている。

OICとは？

イスラム協力機構（OIC：Organisation of Islamic Cooperation）は、以前はイスラム諸国会議機構（Organisation of Islamic Conference）と呼ばれていたが、1969年に発足した同機構は、とりわけ、加盟しているイスラム諸国間の連携を強化・一本化した上で、イスラム圏における経済・貿易協力を強化することにより、経済統合を果たし、引いてはイスラム共同市場を創設することをその目的としている。現在は、57の加盟国を擁する政府間組織として、国連に次いで二番目の規模を誇っている。

同協定の第17-1条は、「紛争解決のための機関が設置されるまでの間に生じる紛争は、調停または仲裁に付すことができる...」と規定しており、調停および仲裁の申立てについて、詳細な手続を定めている。

同協定のその他の規定は、通常の日国間投資協定に含まれる内容と大差ない。

仲裁事案の概要と解説

この事案では、投資家が投資受入国を相手取って仲裁手続を申し立てること

がOICの協定により認められるか否かの判断が、仲裁地をシンガポールとするUNCITRAL仲裁廷に委ねられており、同仲裁廷は、これが可能である、と判断した。本事案では、サウジアラビア国籍の投資家が、自ら株式資本の一部を所有する銀行の国有化を巡り、インドネシア共和国を相手取って請求を申し立てていた。OICの協定に基づく仲裁について、管轄権を巡る決定が下されたのは、今回が初めてのことだと思われる。

イスラム諸国間の同協定の復活は、湾岸協力会議（GCC）加盟国ではない中東諸国または極東への投資を行っている、湾岸協力会議加盟国の投資家にとって、十分に検討の価値があるものであろう。

2. 宗教および性別に基づいた仲裁人の選任—未解決の問題が残されているのか？

英国最高裁判所は2011年7月に、*Jivraj v Hashwani*事件判決において、紛争の際に契約当事者らの指名する仲裁人は宗教または性別に基づいて選任されなければならない、という合意の是非をめぐる法律論争に終止符を打った。なお、控訴裁判所は、同事件の下級審判決において、かかる合意は英国の差別禁止法に違反する、と判示していた。ただし、最近になって、敗訴したHashwani氏は、最高裁判決を欧州連合司法裁判所に上訴する意向を示している。該当する英国の法律はEUの条約に由来するものであるため、Hashwani氏に上訴する権利が認められる可能性があるのがある。

最高裁判所の判決では、仲裁人は、英国の差別禁止法に規定する雇用関係ではなく、独立した役務提供者であるとしており、従って、仲裁人の選任について、宗教または性別に基づく条件を定めることは法律違反にならない、との判断が示された。詳しくは、当事務所の仲裁電子速報の2011年7月号（英文のみ）をご覧ください。

最高裁判所の判決が言い渡される前は、仲裁機関の手続きにより当事者らが国籍に基づいて仲裁人を選任することが認められている仲裁の可否を含め、仲裁合意に関するさまざまな懸念が広がっていた。また、その適用範囲も広く、英国（またはEU）を仲裁地とする仲裁のほか、仲裁地を問わず英国（またはEU）国籍の仲裁人を選任することにまで、影響が及ぶ可能性もあった。

地域的にみた場合、*Jivraj*事件は、サウジアラビアが関係する商事契約を交わしていた企業の間で、特に多くの関心を集めました。なぜならば、サウジアラビアはニューヨーク条約の締約国であるにもかかわらず、苦情処理庁（Saudi Board of Grievances）が公序良俗違反を理由に執行を拒む可能性があるため、（この他にもさまざまな要因があるが）サウジアラビアにおける外国仲裁判断の執行には困難が伴うからである。今までも、仲裁人の宗教や性別が公序良俗に関する検討事項とされたことがあり、新しいサウジ仲裁法においても、サウジアラビアを仲裁地とする仲裁では、引き続きイスラム教徒の男性を仲裁人としなければならない（中東エクステンジの2012年7月号をご覧ください—ご希望の方はこちらまでご連絡ください）。たとえ仲裁地が外国にあっても、サウ

ジアラビアで仲裁判断を執行しなければならない可能性がある場合には、仲裁人としてイスラム教徒の男性を選ぶことを明示的に規定しておくことが重要である、と考えられる。

本件が欧州連合司法裁判所に付託された場合、サウジアラビアとの結び付きが強い契約において英国やEUを仲裁地とする国際仲裁を選択することは、またしても非現実的となってしまう可能性がある。

3. UAEの外国ファンド売出し規制が施行

当事務所が最近発行した投資ファンド電子速報（英文のみ）でも説明したとおり、UAE証券・商品委員会（ESCA：Emirates Securities & Commodities Authority）は、意見募集の期間を経て、2012年7月12日に、投資ファンドに関する2012年決議第37号を発出した。

同決議は、8月26日付で官報で公布されたため、現在ではすでに施行されている。

（報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai）